

## 質問票への回答

### 1 地域連携方針について

- (1) P.5 地元企業 A【将来の代表企業】とありますが、「将来」とは、何年後を想定されておりますでしょうか。

技術提案の範囲とします。(市として明確な目標を示すことは想定していません。)

地元企業 A を含む企業体が現在の米子市生活環境公社管理体制を引継ぎ、安全・安心で効率的かつ持続可能性のある体制を構築する準備期間として、第 1 期目の令和 5 年度からの 3 年間で想定し、第 2 期目が始まる令和 8 年度から、地元企業が主体となる体制が構築できないかと考えています。

- (2) P.6 の新会社組織の枠内に「役割分担を明確にし、市から独立して活動」とありますが、「役割分担」について次の①～③の中から貴市のお考えをご教示ください。

- ①運営リスク低減のために、貴市とのリスク分担を含む「貴市との役割分担」
- ②新会社が貴市から独立して活動するための「地元企業と大手企業との役割分担」
- ③その他の解釈

①の役割分担を考えています。また③その他の解釈として、本市業務範囲に留まることなく、今後の広域化・共同化の動向と協調しながら、積極的に上・下水道施設関連業務を始めとする業務に事業拡張することで、新会社組織の運営基盤強化に繋がることを期待しています。

- (3) P.7 「地元企業の追加参画」の中で『新規地元企業の参画などについては、市として特に制限は設けません』との記載がありますが、ここでの地元企業は、「米子市内に本社をおく企業のみ」と考えてよろしいのでしょうか。

「米子市内に本社を置く企業」に限定しませんが、市内企業に積極的に参画していただくことを期待しています。また優先交渉権者選定基準を募集要項と併せて公表予定としております。

- (4) P.7 のスキーム図において、大手専門企業が代表企業となっておりますが、応募グループ内での役割を明確にし、地元企業を大手専門企業が支える形であれば、地元企業が代表企業となることは可能でしょうか。

可能です。現在の米子市生活環境公社による管理体制を引継ぎ、安全・安心で効率的かつ持続可能性のある体制を構築するためには大手企業の技術力が必要不可欠だと考えており、地元企業と大手専門企業との明確な役割分担のもと、それぞれのメリットを生かした連携体制が構築されることを期待しています。

(5) P.7~10「提案募集に当たっての枠組み(案)」(1)(2)(3)やスケジュールイメージ

- ① 第2期の再公募において、ゼロからの競争では元公社職員の雇用も不安定になりかねません。第1期中のモニタリング等で適正に業務を遂行したと判断(評価)された場合は、第2期再公募の際になんらかのインセンティブを検討頂きたいと考えますがいかがでしょうか。

将来にわたり下水道施設維持管理に携わる「必要不可欠な働き手(エセンシャルワーカー)」としての地元人材の確保及び育成に対して、積極的に取り組み、業務遂行したことを第1期中のモニタリング等で評価した場合、公平・公正な競争を担保できる範囲で前向きに検討します。

- ② 現生活環境公社職員転籍後において(事業開始後)、年齢等による自然減や自己都合による退職者がいずれ出てくるものと思われまます。その場合、当初転籍された人数の確保までの補充が条件となりますか(包括で求められる効率化追求の観点から体制等の見直しは必要になる)。さらに、もし人員を新たに補充するとした場合、今回示された現給保証条件が同様に求められることとなりますか。

当初転籍された人数の確保までの補充は条件としません。(人員数の指定について、市から特に制限は設けません。)

また、新たに補充する職員の給与等について、市から特に制限を設けることはありません。

ただし、補充人員の人件費を安価にすることで、転籍後の公社職員が不当な扱いを受けるような対応は、市として適切とは考えていません。

- (6) 現公社職員を含めて、受託事業者側で必要となる人材は、いずれの参画企業で抱えても市としての制限は求めないとありますが、第1回プラットフォームでの説明で大手専門企業が抱えるとプロポーザルの点数に影響があるよとおっしゃっていましたが、その理解でよろしいでしょうか。

地域貢献及び地元経済への貢献項目を優先交渉権者選定基準として評価する予定です。

(地元企業の主体的な参画を目的として一定の評価基準を設ける予定であり、地元雇用等のあり方が、地域経済への貢献に対する配点に影響を与える可能性があります。)

ただし、現公社職員がどの企業の所属となった場合においても、本市が求める優先事項は、現管理体制を「安全・安心で効率的かつ持続可能性のある管理体制」に向上させることです。そのために必要な職員個々のスキルアップを前提とした管理体制を構築するために、どのような企業体が望ましいか。という視点で総合的に評価を行います。

- (7) 公社職員に転籍の可否を確認され、その人数を公表していただきましたが、現在の状況はいかがでしょうか。また、最終的意思確認はいつ頃される予定ですか。

第3回プラットフォーム(令和4年1月開催予定)において、中間アンケート調査結果を公表する予定です。(令和4年7月公募時点において、最終的に意思確認した転籍希望人数を公表。)

## 2 要求水準書

(1) 要求水準書に記載の別紙資料について、本資料に添付のないものは頂けないのでしょうか。

資料番号を指定いただいたものについて、第3回プラットフォーム参加企業に対して、開催前に事前送付することを考えています。※現在作成中のため、公表時に内容が異なる場合があります。

(2) 要求水準書(案)3/6【巡回点検業務】に関して、現在の巡回点検実施頻度を含む巡回要領は要求水準書に記載しますか。

点検要領を要求水準書の資料として公表します。

(3) 要求水準書(案)4/6【本事業に含まない業務範囲】に関して、項目10「③電力の調達」との記載がありますが、ユーティリティ管理業務等に電力を含めた管理範囲が記載されています。電力の調達は本事業範囲外ということによろしいでしょうか。

現在電力の調達は業務範囲外としていますが、業務範囲内とすることについて検討中です。

(4) リスク分担に関して、「第三者賠償リスク：受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・悪臭等による場合が受託者責任」となっていますが、昨今の局地的豪雨災害など、想定を超える降雨等による浸水等が発生した場合においても、受託者責任となるのでしょうか。

想定を超える降雨等による浸水は、市の責任範囲となります(あらかじめ数値を定め、要求水準書に記載します)。委託業務において、受託者の責による損害等は、受託者責任となります。

(5) 別紙8の資格について、公社を受け入れた場合、全て満たされると考えて良いですか。

職員によっては、選定事業者へ転籍しない選択をする可能性もあることから、資格を全て満たされるという回答はしかねます。

(6) 本事業終了時の状態について、本事業終了後1年以内に不測の修繕等を要することのない状態とありますが、受託者は1年間の契約不適合責任を負うという意味ですか。

明らかに点検等の不備があった場合は、その責任を負っていただくという考えです。

(7) 施設等の使用と費用負担について、施設使用以外に工具や計測器等の備品使用についてはどうお考えですか。

業務に必要な工具及び計測器等の備品は受託者で準備していただきます。

(現在使用しているものは無償貸与します。ただし、契約期間中に償却済となり、購入が必要なものは受託者が購入した上、市資産として引渡をお願いする考えです。)

(8) 5/6 【施設等の使用と費用負担】について

本文中「本事業の遂行に必要な管理事務室…無償」とありますが、下記は該当しますか。

- ①受託したJV又はSPCの事務室
- ②受託業務について協議する会議室

現在、公社が使用している事務室等の範囲を無償で使用できることとします。それ以外に必要な部屋の使用について、別途協議とします。

(9) 2/6 【安全衛生管理業務】

苦情に対する一次対応が含まれていますが、住民からの直接の苦情対応については公共施設の管理者である委託者がまずは対応頂くべきと考え、受託者は委託者の指示に基づき対応することとして頂きたいと考えます。この点についていかがお考えでしょうか。

他市町村事例を踏まえ、一次対応（窓口）は受託者で行い、二次対応を市が実施する考えですので、市民サービス向上に関する取り組みとして、窓口対応を含めた追加提案を期待しています。

(10) 5/6 【施設機能報告書の作成】

受託者の設備データベースに入力・整理とありますが、具体的にはどの程度（範囲）の作業となりますか。作業時間の算定ができるような情報を開示していただきたい。

修繕業務の実績（日付、修繕内容、仕様など）を台帳システムに入力します。  
入力時間は10分/件×100件程度が見込まれます。

(11) 5/6 その他【本事業終了時の状態】

「本事業終了時において、全ての本件施設が本書で提示した性能を発揮できる機能を有し」とありますが、委託開始時点で故障している機器、あるいは健全度が低い機器が存在しているものと推測します。委託開始の時点で委託者・受託者が機器の状態について確認合意し、事業終了時と同様に確認する仕組み（施設機能確認）が必要と考えますが、お考えはいかがでしょうか。

また、本事業終了時の状態として1年以内不測の修繕等を要することのない状態とありますが、本事業では1件当たり130万円（税込み）の修繕金額の上限が設定されており、それを超えるものや更新が必要と判断されているものに対し、修繕や更新等の対応が施されていないものについては対象外として頂きたいと考えます。この点についてはいかがでしょうか。

施設機能確認について、お見込みのとおりです。明らかに維持管理に不備がない場合（更新対象設備の劣化による故障等）について、対象外とすることを想定しています。時間計画保全及び状態監視保全の対象となる設備において、耐用年数を超える設備について、対象外とします。

(12) 6/6【保険】

「委託者が定めるてん補限度額（補償額）」とはどのくらいの規模を想定されていますか。

現在本市が加入している保険は次のとおりですが、適正に運営できる保証額を委託者の責任において定めてください。

【本市加入済の下水道賠償責任保険】

(公) 日本下水道協会・損保ジャパン日本興亜(株)

身体賠償：1事故につき3億円（1億円/名）

財物賠償：1事故につき3,000万円

(13) ユーティリティ（薬品）の調達について、地元業者の活用などの制約はありますか。

制約は特に設けません。優先交渉権者選定項目として地元企業の活用について審査項目とする予定です。

(14) 電力費について、新電力等への切り替えは可能でしょうか。

電力費を包括委託のユーティリティ範囲とした場合、可能とします。  
ただし、「必ずローカルエナジー株式会社と交渉を行うこと」を条件とします。

(15) 「・・・第三種電気主任技術者については・・・2名以上常勤で配置すること」と記載がありますが、常勤とは現場配置者として総人員配置者のうち2名以上の資格者がいるとの理解でよろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

(16) 「【別紙8】に掲げる資格者を有するものを配置する」と記載がありますが、資格は同一者が複数の資格を持つことも可能との理解でよろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

(17) 2/6【調達管理業務】の業務内容に「・苦情に対する一次対応」とありますが、受託者が直接の窓口となるのでしょうか。

(9)と同様 ホームページ等に処理場管理の受託者連絡先として企業名・連絡先を掲載予定です。

(18) 2/6【調達管理業務】の業務内容に、「水質試験に関する機材」を調達するとの記載がありますが、受託者がすべての機材を新たに調達するのでしょうか。

既存水質検査室で備えている本市所管の備品等について使用することは可能ですが、故障した場合や修繕が必要となった場合は、受託者において機材調達等の対応をお願いします。

(19) 3/6【保守点検業務】の業務内容に「・ストックマネジメント実施に基づく調査業務」とありますが、どのような業務を想定されているのでしょうか。具体例などをお示しください。

状態監視保全を実施している施設・設備の健全度に関する調査を想定しています。

**【目的】**

施設老朽化への対応、施設機能の適切な維持・保全及び施設のライフサイクルコストの低減と事業費の平準化を行うにあたり、計画的維持管理の実施が不可欠であり、本市ストックマネジメント基本計画の中で点検・調査計画を策定している。

※処理場・ポンプ場施設における維持管理は、保全管理と運転管理に大別される。計画的な保全管理を実施するために点検・調査計画を策定する。

(20) 放流水法定基準で、現状の管理で、中海の放流基準を遵守できなかった事例、頻度をご教示ください。

放流基準を遵守できなかった事例はありません。過去に発生した事故事例として、水処理工程の運転管理ミスにより沈殿しきれない浮遊物を放流してしまったことがあります。

内浜処理場は法令により高度処理方式が義務付けられており、斐伊川流域別下水道整備総合計画では、窒素  $8\text{mg/L}$ ・リン  $0.3\text{mg/L}$ の高い目標水質（年間平均）が設定されています。

また、適切な運転維持管理を行っている限り、放流基準の超過が生じることは想定していませんが、適切な維持管理を実施していたにも関わらず、法定基準を含む要求水準超過が見られた場合は、ペナルティの適用よりも、受委託者双方の協力により、当該事象の原因究明に努めることを優先します。

(21) 修繕業務は固定費と記載されています。修繕費の費用負担については過去実績を採用するとありますが、これは委託において年間何件発生してもこの固定費で対応しなければならないのでしょうか。（その場合、際限なく修繕費用が発生する可能性があります。）例えば年間修繕費用をご提示いただき、その範囲内での修繕業務を実施するなどの手法をご検討いただけないでしょうか。また、参考までに過去及び想定の間年修繕件数及び年間修繕費用をご教示ください。

過去の実績から、想定の間修繕費用を提示します。過去5年間の実績をデータとしてまとめた資料（導入可能性調査業務成果品から、サウンディング型市場調査の部分を除いたもの）を、令和4年7月の公募時の閲覧可能資料とします。

(22) 小修繕の間年件数の想定をご教示ください。

近年の実績により、年間 100 件程度を想定しています。

(23) 現公社職員の第3種電気主任技術者の資格保有者は何名おられますか。また、その方の年齢はおいくつでしょうか。

1名(55歳)在籍しています。第三種電気主任技術者については、2名以上常勤で配置することを求めていますので、今後の業務継続に当たり資格者確保に努めていただくようお願いします。

(24) 総括マネジメント業務の業務内容に「運転操作などに関するマニュアルの作成」とありますが、現状のマニュアルは作成されていますか。作成している場合、マニュアルの公表はお考えでしょうか。

現在のマニュアルは仕様発注による運転・維持管理業務履行のためのマニュアルですが、参考として公募時の閲覧可能資料とします。

(25) 「費用負担の考え方」において「・・・について、包括民間導入委託前の実績を参照する。」の記載事項については明確な実績データの開示のご検討いただけますようお願いいたします。

実績をデータとしてまとめた資料(導入可能性調査業務成果品から、サウンディング型市場調査の部分を除いたもの)を、令和4年7月の公募時の閲覧可能資料とします。

(26) 臨時作業への協力、委託者へとありますが、「協力」について、現状想定レベル・内容についてご教示ください。

原則、災害の二次対応は委託者の責任範囲ですが、現場での対応等については受託者の協力が必要です。災害等により使用できない設備が発生した場合の臨機応変な現場対応等を期待します。また危機管理・安全対策に係る提案を優先交渉権者選定基準項目とする予定です。

(27) 施設機能報告書の作成について、委託者のデータベース活用とありますが、詳細仕様の開示をお願いします。また、提案において独自のデータベースを構築・運営する際は既存のデータベースを活用しないことを許容いただけますでしょうか。

既存の施設台帳システムの仕様について、令和4年7月公募時の閲覧資料とします。独自のデータベースを構築・運営することは可能ですが、既存システムは設備登録番号と会計上の資産番号が紐づけされているため、資産管理や財務処理に支障がないような要求水準とします。新システム運用に係る費用及び経費は委託料の範囲内とします。

(28) 本事業終了時の状態について、本項の削除を検討ください。削除が不可能であれば「1年以内に不測の修繕等要することのない状態」の記載について、「修繕上限値(130万円)を超える

もの及び更新必要性があるもので、その対応がなされていない場合は適応外とする」と同意の注釈を明記することをご検討ください。

委託開始時の業務計画として受委託者双方で合意した点検・計画修繕・緊急修繕など、本包括委託業務が、受託者により適切に実施された上で発生する修繕などを、本項での不測のものとする旨で想定しています。

(29) 本事業終了時の状態について、事業終了時における施設状況について「性能を発揮できる機能を有し」とありますが、どのような形で機能を有していることをご確認いただける想定でしょうか。具体例として、設備機能において、その要求水準達成証明としては運転管理結果のご提示(日報、週報等の報告書の提示)がそれに値すると考えてよろしいでしょうか。

委託開始時の業務計画として受委託者双方で合意した点検・計画修繕・緊急修繕など、本包括委託業務が、受託者により適切に実施されたことをもって、受託者の責任において、「全ての本件施設が本書で提示した性能を発揮できる機能を有する」状態保持に必要な対応がなされたものと解することを想定しています。

(30) 【リスク分担】において、次の点について具体的な提示はお考えでしょうか。

#### ①不可抗力(浸水含む)

不可抗力は受注者にはコントロールできない事象です。従いまして、委託者にてリスクをご負担いただけませんでしょうか。また、地震、津波等だけでなく、昨今は大雨や暴風雨の連続の到来や、異常な気温上昇など、従来の想定を超える事態による事業への悪影響が現実に生じているため、これらを不可抗力に含んでいただけますようお願いいたします。加えて、リスク顕在化の具体的事象として、要求水準を逸脱する「異常増水」が懸念されますが判別法の定義を契約書に明記頂けますようお願いいたします。

想定を超える大雨や暴風雨に起因する障害については、原則「天災“等”」の範囲として扱うものと考えます。

異常増水については、次項に示すとおり、本事業における処理対象となる流入水質・水量として、あらかじめ定めた数値を要求水準書に記載します。それを超えた場合の責任範囲は委託者とします。

また、浸水に関しては、2(4)に記載のとおり、想定を超える降雨等による浸水は、市の責任範囲となります。なお、当該流入水量の超過が生じている場合でも、適切な運転管理活動に不備があり、放流水質などへの影響が、複合的な原因によるものと考えられる場合には、個別協議とします。

#### ②水質・水量変動

本事業における処理対象となる流入水質・水量については、過去のデータより受託者側で想定するのではなく、要求水準として定量的に明記をお願いします。また、それを逸脱した場合は委託者にてリスクをご負担願います。

あらかじめ定めた数値を要求水準書に記載します。それを超えた場合の責任範囲は委託者とし  
ます。なお、当該流入水質・水量の超過が生じている場合でも、適切な運転管理活動に不備があり、  
放流水質などへの影響が、複合的な原因によるものと考えられる場合には、個別協議とします。

③流量測定 雨水ポンプの流量測定は委託者側でご対応頂けますでしょうか。

雨水ポンプの流量測定は受託者にて測定とします。

④要求水準書外の対応について

万が一、雨天時トラブルにより要求水準以上の応急措置が必要となった場合、委託者の指示のも  
と対応を行うということによろしいでしょうか。その際、措置の結果は委託者側に帰責があるとい  
うことによろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

⑤不可効力リスクに近年多大な影響を及ぼしているコロナのような「疫病」についても追加すること  
をご検討頂けますようお願いいたします。

現在、米子市発注の工事業務等においても、新型コロナウイルス感染症対策に伴う履行遅延に対  
する補償等を行っているところです。本市全体の対応と整合を図り対応します。

⑥転籍者に関するリスク項目（例えば退職・労働条件の保持など）を追加することをご検討頂けます  
ようお願いいたします。

現給保障分を委託費に含めることから、公社職員に起因するリスクは認識しておらず、一般的な  
包括委託業務におけるリスク分担においても、業務従事者に関するリスクが明示されてはいないと  
認識しています。

ただし、そのようなリスクが具体的に懸念される状況となった場合、または発生した場合につい  
ては、個別協議事項になるものと考えます。

⑦PF参加者に広く意見徴収を行い、様々な観点からリスク抽出していくことをご検討頂けますよう、  
お願いします。

PF参加者に広く意見徴収を行い、様々な観点からリスク抽出できるよう、努めていきます。

(31) 次の資料の公表はお考えでしょうか。

- ・維持管理年報（過去5年以上）
- ・下水道BCP、防災計画
- ・ストックマネジメント計画、維持管理計画、修繕計画

=長寿命化等、保守・保全に関する考え方がわかる資料

令和4年7月の公募時に閲覧可能資料とします。

(3 2) 【別表 28】 リスク分担・法令変更について

本委託に関する法令変更については委託者負担としていただけませんか。

リスク分担記載のとおり、本委託に直接関係する法令等の変更は委託者負担としています。また、物価・金利変動リスクを委託者負担としていますので、一般的な法令変更に関しては、原則受託者負担となります。なお、法令変更により必要業務内容に大きな追加が生じる場合には、別途協議とします。

(3 3) 【別表 28】 リスク分担・第三者賠償について

「受託者の委託範囲において業務実施段階における浸水・騒音・振動・異臭等」とありますが、「委託範囲において」とした場合、その帰責が設備由来もしくは運転維持管理由来かにより帰責者が異なると考えられます。よって本事項については、受託者がその帰責を有する場合等の条件付加が必要であると考えます。

受託者による活動が原因かつ、適切な対応を行っていた場合には生じることがない浸水・騒音・振動・異臭等を対象として想定しています。

(3 4) 【別表 28】 リスク分担・環境保全について

受託者が行う業務に起因する環境問題とありますが、周辺水域の悪化等については、貴市ご判断による運転管理を行うため、故意または重大な契約不適合事項以外は適応除外との理解でよろしいでしょうか。

受託者による活動が原因かつ、適切な対応を行っていた場合には生じることがない周辺水域の悪化等を想定しています。処理場の運転維持管理が適切に実施されている状態では、処理場放流水に起因する周辺水域の悪化は生じないものと考えています。

## 実施方針について

### (1) 1. 3 (4) 委託者によるモニタリングについて

2 - (5) カに記載の市内企業を優先して活用しているかを前提に、維持管理および修繕の地元への発注状況等もモニタリングされますか。またそうであれば、受託者が本内容を満たしていない場合、改善要求の対象となりますか。

地元企業への発注状況等をモニタリングし、状況に応じて改善要求を行います。

### (2) P.5「エ 公社職員の雇用継承」について

ア 本文中、「事業開始日直前の公社における雇用形態及び処遇（給与制度、人事評価制度、退職金及び休暇等）」とありますが、退職金制度及び休暇制度等と解釈して差し支えないですか。

給与制度、人事評価制度、退職金制度、休暇制度を含む、雇用形態及び処遇全般と解釈ください。

イ 令和4年度の公社職員の退職、補充はありますか。  
令和4年度末の人数と年齢構成をお示してください。

第3回プラットフォームにおいて、最新の情報を提供します。

ウ 本文中、「米子市生活環境公社現場職員の給与及び労働条件を提示予定」とありますが、受け入れ体制の構築や就業規則、給与規定の整理等に相当の時間を要するので、第2回PFでの提示をお願いします。

第1回プラットフォームにおいて提示した現公社の就業規定を、当該資料として提示する予定です。

エ 転籍者の給与制度及び人事評価制度の維持はどの程度の期間（例えば1年間、契約期間の3年間）を想定していますか。当面は、現生活環境公社の給与制度、人事評価制度をそのまま利用し、時間をかけて当方の制度とのすり合わせを行うことも考えています。

第1期の期間中（3年間）を想定しています。

オ 転籍者の業務配属先に制限はありますか。  
⑦現在の雇用形態及び処遇を下回らなければ配属先は問わない。  
①包括委託業務の運転員に限る。  
⑦その他

雇用が継続される限りにおいて、⑦現在の雇用形態及び処遇を下回らなければ配属先は問わない。  
（基本的に転籍者の技術・ノウハウを本事業へ活かしていただくことを想定していますが、配属

によって、現在の雇用形態及び処遇を下回る影響を及ぼさなければ、転籍先企業の対応を尊重します。)

(3) P.7 「(6) 応募事業者の備えるべき参加資格要件」について

ア 本文中、「新たに株式会社を設立」とありますが、「新たに会社を設立」と解釈して差し支えないですか。

イ (ア) の参加資格要件は、構成員が協同組合の場合も条件を満たすと解釈して差し支えないですか。

ア、イともお見込みのとおりです。

(4) P.2 (イ) 保全管理業務

保全修繕費用は1件あたり130万円(税込み)とありますが、年間の総額(上限)は設定されますか。設定される場合、総額はいくら程度を見込んでいますでしょうか。

過去実績を踏まえた上で上限額を設定する予定です。

(5) P.4 イ 受託者の収入(イ) 変動費

物価変動費について、詳細は業務委託契約書(案)に示すとありますが、物価水準が不適当となる賃金水準や物価水準は、それぞれ何の指標(インデックス)をもって変動の判断をされるのでしょうか。

企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局が公表する国内企業物価指数)

人件費の影響が大きい部分については、毎月勤労統計調査(厚生労働省)などの指標を判断基準として想定しています。

(6) P.5 (6) その他 エ 公社職員の雇用継承

① 現公社職員の皆様の雇用形態及び処遇について、「現条件を下回らない条件で雇用する義務を負う」とありますが、現条件を上回る、あるいは下回るという評価はどのような基準を持って判断されるのでしょうか。また、給与、年俸等の金銭的な条件以外の人事評価や福利厚生などの制度面について「下回らない」とはどのような基準で判断されますか。

給与制度、退職金、休暇などについては、比較が一定可能と考えます。その他の処遇としては、人事評価制度を例示していますが、同様の制度の存在の有無が一つの基準になるものと考えます。また、次項にも言及していますが、人事評価制度を踏まえた、昇給昇格の標準的なモデルが存在する場合、それと公社での実績を比較するなどの手法を想定しています。

福利厚生についても金額換算することや、特別休暇などを含めた制度整備の状況を比較することも可能と考えています。

- ② 現公社職員の労働条件・処遇と転籍先との比較において、定量的に比較できる基本給や年俸等は転籍後遵守の評価が可能ですが、昇給昇格、人事評価、福利厚生などは評価が難しく、既存人材とのバランスに鑑み転籍先の制度に準じざるを得ないと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

昇給昇格など含めて、転籍先におきまして標準的なモデルが存在する場合には、そのようなものと公社での過去実績を比較することは考えられます。

- ③ 現公社職員の雇用形態及び処遇について「現条件を下回らない条件で雇用する義務を負う」とありますが、「義務を負う」期間はどの程度をお考えでしょうか。

第1期の期間中（3年間）を想定しています。

- ④ 上記③で「義務を負う」期間を設定頂いた場合、その後においては転籍先企業の制度に従い、個人の希望や適性を考慮しながら適正に人材活用していきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか（地元新会社を設立する場合も同様）。

各個人の希望や適性を考慮しつつ、公社における雇用形態・処遇を下回らない条件で、適正に実施されるのであれば、転籍先企業の対応を尊重します。

- ⑤ 雇用継承とは、現公社と受入企業の合併ではなく、あくまで公社が解散、退職した人員を新たに雇用することとの認識でよろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

- ⑥ 受け入れる側の雇用形態は正社員としてが、義務づけられますか。例えば契約社員や嘱託社員としても良いのでしょうか（一定期間経過後正社員として登用）。

「公社における雇用形態及び処遇を下回らない」を条件としておりますので、期限の定めのない雇用となっている公社職員については、正職員での雇用形態になるものと考えています。

一方、現状有期雇用となっている、短時間・非常勤勤務となっている公社職員については、契約社員や嘱託社員としての雇用も可能と考えています。

なお、雇用企業内でのルールとして形式上試用期間中を契約社員・嘱託社員とすることなどの後想定がある場合、そのような形をとることにメリットはなく、本件の趣旨からも適切でないものと考えます。

#### (7) P.6 (1) 募集要項等⑦その他開示資料

資料の開示とともに、現場確認の機会がありますか。開示される資料はかなり多くなることが予想されます。また現場確認の時間を多く取って頂くことでより良い提案の作成に繋がると考え

ます。以下はご提案ですが、プラットフォーム参加企業に対しては優先して公告前に現場確認の機会を与えて頂くことを検討願います。

令和4年7月の公募時において、希望する参加申し込み企業（グループ）に対して現場説明会を実施する予定です。

(8) P.6 (ア) 応募資格確認

「一定の実績を有すること」とありますが、具体的にはどのような実績を想定されていますか。また本事業は地域連携方式に立ったものと考えますが、参加条件における大手企業と地元企業それぞれの要件を詳細に定義し早い時期に開示頂きたいと考えます（組成のための重要な情報）。

正式な提示は後日としますが、応募グループ内に本事業と同等程度の規模を対象とした下水処理場の運転維持管理に係る PPP/PFI 事業の業務実績を持つ企業参画を求める予定です。

(9) P.9 3 (2) リスク分担の基本的な考え方

本事業で想定されるリスク分担については「別紙2 リスク分担表」及び今後公表する業務委託契約書（案）に定めることとありますが、業務委託契約書（案）の公表はいつ頃をお考えでしょうか。

第3回公民連携プラットフォームで公表しますが、現時点での案としては、「別紙2 リスク分担表」のとおりです。

(10) 修繕業務の上限を設定する場合、それを超過、未超過の精算についてご教示願います。

下水道事業の継続上、やむを得ない場合と受委託者双方で確認した場合を除き、修繕業務上限額の範囲で対応することを想定しています。

なお、現時点では、実績が修繕業務上限額を下回る場合は、当該額は不執行とし、精算することとしています。

(11) 修繕業務の上限が設定されない場合、過去の実績（内容、金額、業者）を公示されるとの理解でよろしいでしょうか。

修繕業務の上限額設定を行う予定です。

(12) 設計金額を算出するうえで修繕費用は直接業務費ではなく経費のかからない項目の場合、130万円の見積もりは受託者の見積もり（経費込み）を採用するとの理解でよろしいでしょうか。

提案時の修繕費用について、別途修繕業務の上限額を示しますので、これを提案価格に反映ください。なお、業務実施時の修繕費用は、修繕発生毎の受託者の見積りを基に支払額を決定します。

(13) 「・・・名義変更ができない・・・」場合は、委託者と契約先会社との契約から算出される当該月単価との記載がありますが、入札公告時の資料として公告時点での契約金額が公示されるとの理解でよろしいでしょうか。

「名義変更ができない」業務が存在する場合には、当該業務に係る情報を公告時資料もしくはそれに準ずる形で提供します。

(14) 「・・・公社における雇用形態及び処遇を下回らない条件・・・」、「公募型プロポーザル」との記載がありますが、人件費は包括委託の固定費として非常に大きな項目となります。今回プロポーザル発注方式のため、提案を評価し事業者を決定後、価格交渉との理解でよろしいでしょうか。雇用を守る上においても予定価格内であれば提案を評価することをお願いいたします。

提案評価後、優先交渉権者を決定し、協議を行い基本契約の締結となります。その際、ご提案いただいた金額がベースになるものと考えています。本市の目的が達成される、コスト面も含めたより良い提案をお願いします。

**【雇用形態及び処遇を含む提案の評価について】**

職員の人材育成、地域企業の育成について、優先交渉権者選定基準に取り入れる予定です。

また予定価格内であれば、雇用形態及び処遇を含む内容についての提案を評価します。なお、公社職員が現処遇で雇用される前提での予定価格設定を行います。

(15) P.2 イ 業務範囲にある「・施設情報管理業務」はどのような業務内容を想定されています

故障・修繕履歴など、維持管理時に発生し、包括委託実施上、情報管理が必要になるものを想定しています。

(16) 再委託を行う企業は、各応募グループの再委託先として複数に参画できるのでしょうか。

応募グループに参画せず、再委託として業務を受ける場合は可能です。また、事業者選定後、別グループに参画していた地元企業が、受託者から再委託を受けることも制限しません。

(17) 「(5) 応募事業者の構成等」に「参加事業者は、単独の企業又は複数の企業で構成するグループ」とあります。ここでいう「単独企業」とは SPC もしくは特別目的ではない新会社を指すとの解釈でよろしいでしょうか。

ここでの単独企業は、JV または共同出資による SPC・新会社設立の形態をとらず、連携企業との関係を、協力企業・再委託により構築することで、1社応募とする企業を想定しているものです。なお、SPC・新会社を事前に設立し、1社として応募することも可能です。

(18) 「(6) 応募事業者の備えるべき参加資格要件」において、応募グループで参加する場合、構

成員すべてが（ア）から（カ）のすべての要件を満たす必要があるのでしょうか。

グループとして満たしていれば問題はありません。

（19）P.4（イ）-a 需要変動費について

各項目（電力・上水道・工業用水道等）の直近5ヶ年の実績値（月・年報）及び流入下水量の実績値をご提示いただけるのでしょうか。

令和4年7月の公募時点において閲覧可能資料として開示します。

（20）P.4（イ）-a 需要変動費について

「ただし、契約者名義人~残存するもの」について、公告時点で判明している実績もしくは恐れがあるものがあれば開示頂けますようお願いいたします。

対象業務が明確になれば、別途開示します。

（21）「受託者は事業開始前日時点の会社の職員のうち転籍を希望する者」とありますが、雇用計画や提案に大きく影響がでる部分でありますので、提案提出前（できれば公告時）には転籍対象者の詳細情報（人数・給与・年齢など）をご検討頂けますようお願いいたします。

令和4年7月の公募時点において、最終的に意思確認した転籍希望人数を公表します。

（22）「応募グループは、米子市内に本店を有する企業」とありますが、市内に限らず米子市との関係性・実績のある企業も評価の対象とすることをご検討頂けますようお願いいたします。

関係性・実績を定義することが困難なため、可能な範囲で評価することをご了承ください。  
（関係性・実績に関して、公正な評価基準の設定が難しくなるものと考えています。）

（23）「年間委任状が本市に提出されている」は、建設業法上もしくは米子市への入札参加資格申請の登録がなされているとの解釈でよろしいでしょうか。

本市への入札参加資格の登録がなされ、本市との契約締結権限を当該営業所が有していることを想定しています。

（24）複数社による応募の場合、代表企業ならびに構成企業の参加資格要件を明確にして頂けますようお願いいたします。

基本的には、実施方針案の2（5）・（6）に記載のとおりです。

(25) サービス対価の減額基準等については、公告前にその基準等を開示頂き、参加者の意見徴収をご検討頂きたい。(参加判断における重要項目であるため早期の情報開示を希望します。)

一般的なペナルティ規定の導入を想定しています。第3回プラットフォームにおいての開示を行う予定です。

(26) 本内容は SPC 設立に関する記載がありますが、単独参加もしくはJVでの運営の場合はどうなるのでしょうか。

単独・JVの場合でも、手続きとしては同じものと考えています。

(27) 本事業の契約に際しては、議会議決が必須と判断できるが、現時点で想定している議会時期はいつごろでしょうか。

令和4年12月定例会を予定しています。

#### 4 その他の質問等について

- (1) プラットフォーム参加企業一覧等に、現状米子市と委託契約している業者の業務内容等について、参加者がわかるように明記していただけないでしょうか。

包括委託導入後は、現在の仕様書発注による業務内容ではなく、要求水準書に基づく性能発注による業務履行となります。よって、業務内容等は要求水準書に記載の事項をご参照ください。

- (2) 公社所属社員様の受入について

- i) 30名の公社職員を民間企業が受け入れる。

給料、賞与、有給休暇等の就業規則の違いに関する許容範囲・人事評価の採用は？

不当な訴えに対する受け入れ企業側の言い分は？誰と誰の協議となるのか？

本人の適正を考え、転勤が可能か？又は、何年後から可能か？※適材適所

「下回らない」とはどのような基準で判断されますか。

本市が地域連携包括委託に向かう目的は、「安全・安心で効率的かつ持続可能性のある維持管理体制」を構築するためであり、それに必要な準備期間を3年間と想定しています。

新体制構築までの準備に必要な措置として、現公社職員の雇用及び処遇を維持可能とするために必要な人件費相当額を委託額に反映する予定です。

したがって、新体制の就業規定策定までの間は、現在の就業規定の水準を下回ることはないよう要請します。

また判断基準として、毎年要求水準達成状況や現場職員からの聴き取りによりモニタリングする予定です。

○現給（年収）を下回らない範囲において、受託企業による人事評価が採用されると考える。

○使用者：受託企業、雇用者：公社から転籍した職員との協議事項となる。

○雇用維持の観点から本人の適性及び希望を考慮した上で、転勤・転籍可能と考える。

○新体制構築に3年間を想定している。

○新体制構築までの間は、現在の公社就業規定の水準を下回ることはないよう要請します。

○「安全・安心で持続可能な維持管理体制」の構築に係る提案として総合的に評価します。

○給与、休暇、人事評価制度を含む新たな就業規則をモニタリングする予定です。

- ii) 欠員した場合に増員する。最低必要稼働人数、適正人数を協議はありますか？

業務を適正に履行できることが条件であり、最低必要稼働人数の指定はありません。

- (3) 米子市外企業は地元経済貢献度が低くなるのか。地元経済の範囲とは？

地元経済は、原則米子市の範囲です。

(4) 当プラットフォーム参加企業は、受託者選定の際にインセンティブはありますか。プラットフォーム参加企業に対しては審査基準に加点を設けるなどインセンティブの配慮を検討願います。

公平・公正な競争の観点から、プラットフォーム参加企業への審査基準に加点を設けることを考えていません。

(5) 包括的民間委託の提案により、人員増となる場合、人件費増の費用面もご理解いただけるとの解釈でよろしいでしょうか。

提示する委託上限額の範囲内で要求水準書に記載された業務を適正に履行できる人員による金額の提示をお願いします。採点基準により定められた配点により、提案が評価されます。